

### 3.3.25 Japan Architectural Review 応募規程

2017年4月12日理事会決

2017年5月15日理事会決 イ)

#### 1. 内 容

建築に関する学術・技術・芸術についての下記の英文論文とする。

論文は以下のカテゴリーに分類される。

- a) 編集者記 (Editorial)
- b) レビュー論文 (Review Paper)
- c) デザインレビュー (Design Review)
- d) 翻訳論文 (Translated Paper)
- e) 原著論文 (Original Paper)

a) 編集者記, b) レビュー論文, e) 原著論文は, 未発表のものに限る。但し, 2項に記載するものについては, 未発表のものともみなす。c) デザインレビューは作品選集に掲載された建築作品とする。d) 翻訳論文は日本建築学会構造系, 計画系, 環境系論文集に掲載された論文とする。詳細は別途示す。

#### 2. 既発表のものでも応募できる範囲

- (1) 大会学術講演会, 支部研究発表会で発表したもの。
- (2) 本会発行の規準, 指針, 解説, ガイドライン, 手引き, 資料集, 報告書, テキスト等に掲載したもの。 イ)
- (3) シンポジウム, 研究発表会, 国際会議等で梗概または資料として発表したもの。
- (4) 大学の紀要, 研究機関の研究所報等で部内発表したもの。 イ)
- (5) 国, 自治体, 業界, 団体からの委託調査・研究の成果報告書。 イ)

#### 3. 連続する応募の取扱い

- (1) 連続して数編応募する予定の場合には, 各編がそれぞれ完結したものとする。この場合の表題は主題を適切に表したものとし, 総主題をサブタイトルとする。
- (2) 連続した数編を応募する場合には, さきの編の査読終了後, 続編が受理される。

#### 4. 応募資格

論文カテゴリーごとに応募資格を以下のように定める。

- a) 編集者記 (Editorial) : 本会会員 (個人) とする。
- b) レビュー論文 (Review Paper) : 特に定めない。
- c) デザインレビュー (Design Review) : 本会会員 (個人) とする。
- d) 翻訳論文 (Translated Paper) : 本会会員 (個人) とする。
- e) 原著論文 (Original Paper) : 特に定めない。

## 5. 原 稿

- (1) 論文は、英文とする。
- (2) 論文の本文の前に要旨およびキーワードを添える。
- (3) 原稿投稿の形態および執筆の詳細は、「執筆要領」を参照する。
- (4) 最終の原稿の作成時、採用原稿の字句または文章の書き足し、書き改めは認めない。

## 6. 原稿の提出

- (1) 原稿は、執筆要領に沿って作成し、電子投稿とする。  
採用決定後、最終の原稿を MS WORD ファイルもしくは PDF ファイルで提出する。
- (2) 原稿の提出に際しては、「編集者記 (Editorial)」、「レビュー論文 (Review Paper)」、「デザインレビュー (Design Review)」、「翻訳論文 (Translated Paper)」、「原著論文 (Original Paper)」の区別を明示する。また、「デザインレビュー (Design Review)」、「翻訳論文 (Translated Paper)」に関しては掲載された和文論文を添付する。
- (3) 投稿された原稿は直ちに担当の共同編集幹事 (Associate Editors) に送付され、査読が開始される。共同編集幹事 (Associate Editors) の作業手順は「JAR Associate Editor Guide」を参照する。

## 7. 論文の採否

- (1) 論文の採否は、査読者の所見をもとに共同編集幹事 (Associate Editors) が方針を定め、編集主幹 (Editor-in-Chief) が最終決定し、著者に通知する。
- (2) 論文については査読の判定基準は以下の通りである。
  - 1) 提起した問題、導入した概念や方法、発見した事実や法則の新規・独創性および得られた結果の学術的および技術的な新規性・有用性。
  - 2) 論旨、論拠の妥当性・明快性、方法 (実験、調査等) とその結果の信頼性・再現性および研究展望、研究の位置付けの適切さ。
  - 3) 表現、用語や関連文献引用の適切さおよび商業主義からの中立性。
- (3) 論文のカテゴリーは、査読時の評価判定に用いるとともに、掲載時に記載する。
- (4) 査読の結果、「採用」の論文には、採用決定日を明記する。翻訳論文 (Translated Paper) の場合は、和文論文の掲載日も併記する。
- (5) 査読の結果、「再査読」の場合は、修正された原稿について改めて査読を行う。
- (6) 査読の結果が「不採用」の場合で、その「不採用」の理由に対して、論文提出者が明らかに不当と考えた場合には、不当とする理由を明記して、編集主幹 (Editor-in-Chief) あてに異議申し立て (Appeal) をすることができる。ただし、「異議申し立て」については書面 (Letter to Editor) にて提出する。
- (7) 査読の結果が「不採用」となった論文、および査読を受けた後に取り下げた論文を再投稿する場合は、再投稿であることを投稿時に申し出る。査読にもとづいた修正を行わずに再投稿することは認めない。

## 8. 著作権

- (1) クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの非営利・改変禁止 (「CC-BY-NC-ND」) に基づきオープンアクセス出版され、誰でも自由にフルテキストでダウンロードおよび

閲覧ができる。

- (2) 論文の著作権は論文著者が保持するが、一定条件の下で第三者による利用が認められる。
- (3) 本誌の著作権は、本会に帰属する。

## 9. 論文集の体裁

論文集は電子出版する。

## 10. オープンアクセス出版費用 (APC)

Corresponding Author が本会会員である場合、オープンアクセス出版費用 (APC) は当面無料とする。

Corresponding Author が非会員の場合は、オープンアクセス出版費用 (APC) および英文校閲料金を徴収する。徴収額に関しては別途示す。

## 11. 別刷

論文の別刷は、発行しない。

## 12. 提出先

原稿提出先は、本会ホームページ JAR 応募原稿募集案内に指定された原稿提出用サイトとする。異議申し立ての文書は、下記宛に送付する。

〒108-8414 東京都港区芝 5 丁目 26 番 20 号  
日本建築学会 JAR 編集委員会

## 13. その他

査読中論文の著者が変更された場合、その時点で提出論文は新規論文として受理したもののとして取り扱う。

## 14. 規程の改廃

この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

## — 附 則 —

この規程は 2017 年 4 月 12 日より適用する。

この規程は 2017 年 8 月 1 日より適用する。 イ)